



Vol.33

2019年5月31日

日本災害復興学会

# News letter

## 目次 -contents-

1 10周年記念事業 滞りなく完了

上村靖司

2 学会10周年記念事業

李勇昕、永松伸吾・小林秀行、山口洋典、杓子尾駿

3 2018年度総会報告

概要等  
2017年度決算報告  
2019年度予算案

4 「仮留(かす)める、仮想(かさ)ねる」展の開催

高森順子  
東北復興研究会  
佐藤翔輔、坂口奈央

5 東北・若者通信

⑩いのちをつなぐ未来館(岩手県釜石市)菊池のどかさ  
所澤新一郎

東北大震災・復興レポート  
⑩閉上の過去現在未来を結び  
須藤宣毅

6 消息

法制度と現場

③災害援護資金貸付金の償還を巡る課題  
宇都彰浩

発行人 大矢根淳  
〒662-8501

西宮市上ヶ原一番町1番  
155号 関西学院大学災害復興制度研究所気付  
TEL:0798-54-6996  
FAX:0798-54-6997  
http://f-gakkai.net/

※学会現況 (2019年5月7日)  
現在の会員 423  
正会員 370・学生会員 46  
購読会員 2・賛助会員 5

## 10周年記念事業 滞りなく完了

上村靖司 / 10周年記念事業特別委員会 委員長  
長岡技術科学大学教授

「災害復興学の確立とその被災地への還元」を標榜する本会が発足してから昨年1月で丸十年となりました。災害後の被災地や被災者の復興過程に特化して眼差しを向けた学会は、国内はもちろん海外にも見当たらず、仲間たちと共に手探りで「あるべき姿」を模索してきました。

\* \* \*

10周年記念事業の開始に先立ち、2017年度に会則と細則を棚卸ししました。その目玉は研究会の再定義で、「会員の自発的提案」に基づく公募型へと転換しました。公募初年度から8件応募があり、予算不足を心配するほどとなりました。

\* \* \*

10周年記念特別事業も会員有志から4件の申請があり、すべてが採択されました。本会のDNAともいふべき「復興とは何か」

を考える連続ワークショップ」、地震被災地の復興過程を追い続けた「塩谷分校10年の軌跡」、東日本と南海をつなぐ「被災地—未災地の交流勉強会」、生活復興のための経済的備えを啓発する「生活復興シンポジウム」の4件で、どれも本会ならではの有意義な事業でした。

\* \* \*

2018年5月発行のニューズレター30号では、頁数を増して、広報委員による座談会が掲載されました。「つながりの大切さ」、「小さい単位での意思決定」、「待つ時間、ペースメイク」など、現場感のある委員ならではの言葉がちりばめられています。

\* \* \*

10月には、東京大学を会場とし、ちょうど設立20周年を迎える日本災害情報学会との合同での大

会が開催されました。「災害における『検証』とは何か?」と題する記念シンポジウムは安田講堂を埋め尽くす聴衆に恵まれ盛大な開催となりました。検証の本質は「犯人捜し」ではない、というパネリストの共通見解が実に印象的でした。

\* \* \*

以上の通り、2018年度は学会発足10周年を記念しての各種事業が、会をあげて実施され大きな成果を上げました。企画や運営でご尽力いただいた皆様、参加して頂いた会員各位、すべての関係者に心から感謝いたします。

\* \* \*

災害の少ない次の10年を願いつつも、いずれは来る大災害に向け、起きる前からより良い復興の準備に貢献できるよう学会として取り組まねばと、思いを新たにす10年目となりました。

# 活動報告 復興学会 10 周年記念事業

## 「被災地—未災地」の交流勉強会

～茨城県大洗町と高知県黒潮町～

本事業では、東日本大震災の「被災地」茨城県大洗町と、「未災地」すなわち南海トラフ地震の被災地となることが懸念されている高知県黒潮町との交流勉強会を行った。本事業は、両地域の交流勉強会の開催を通じて、大洗町および黒潮町の地域住民同士で防災、震災復興、地域振興などの課題に関する知見を共有し、解決に向けた議論を交わすことを目的とした。

第 1 回目を 2018 年 5 月 26 日・27 日に大洗町で開催し、第 2 回目を 2019 年 1 月 27 日・28 日

に黒潮町で開催した。その内容は、地域住民が主要発表者であるシンポジウム、現地の砂浜での防災避難訓練の実施、防災教育ツール「クロスロード」の実践・作成などである。

本事業を通じて、大洗町は黒潮町から防潮堤頼みでない住民主体の避難体制づくりを学んだ。黒潮町は、大洗町から震災直後の対応経験、地域振興における外部のファンづくりの取り組みを学んだ。今後も、定期的に両地域の交流会を開催する予定である。

(李 勇昕/京都大学防災研究所 特定研究員)

## 「復興とは何かを考える連続ワークショップ」

本事業は、学会 10 周年記念事業の 1 つとして企画・実施されたもので、学会設立時に実施され、その後の復興研究に大きな影響を与えた「復興とは何かを考える委員会」の成果を基盤に、新たな視点から「復興とは何か」を問おうとしたものです。

そのため本事業では、あえて、これまでの研究において議論されてきた事例から距離をとり、海外の災害事例や国内のいまだ議論の十分深まっていない事例に焦点をあて、それらの議論から現在の復興研究を

逆照射するという方針をとることとし、6 回のワークショップでの 15 名の先生からのご報告、そして 30 名超の参加者を数えた最終討論会という、計 7 回の活動を通して議論を重ねてまいりました。その成果をここで述べることは難しいため、学会 HP などを通じて成果公開を図っていかねばと思います。

最後に、この場をお借りし、議論にご参加いただいた先生方にはあらためて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。(永松 伸吾・小林 秀行)

## 中越「塩谷集落」の復興過程の言語化

このたび「塩谷分校 10 年の軌跡」と題した企画を実施いたしました。これは、新潟県中越地震における住民主体の復興まちづくりプロセスの言語化に取り組むものでした。

山古志村に隣接する小千谷市塩谷集落は、震災当時 49 世帯が暮らしていたものの、15 世帯が防災集団移転促進事業で集落を離れ、地震後は 19 世帯になりました。今回の事業では、A2 版 23 枚によるパネル展、記念式典・シンポジウム開催 (60 名規模)、それ

らの紙上採録と寄稿文を取めた記念文集 (A5 版 216 頁) を作成しました。

塩谷分校では 2006 年には築 100 年の古民家を改修した集落内外の人々の交流拠点「芒種庵」が設置、2008 年には住民主体の村づくり団体「塩谷分校」が設立されています。外部支援者が持ち込む言葉を住民らが巧妙に受けとめ、復興の種蒔き(芒種)の後、雪深い集落で山上の知を学ぶ場(分校)が継続・発展してきた意義を確認できました。(山口 洋典/立命館大)

## 「経済的備え」の重要性をテーマとしたシンポジウムを開催

(共催:日本災害復興学会・日本損害保険協会)

日本損害保険協会では、日本災害復興学会創立 10 周年を記念して、同学会との共催で、2018 年 11 月 17 日に「生活復興は家計の備えから」をテーマとし、地震保険などの自助による「経済的備え」の重要性の啓発を目的としたシンポジウムを大手町プレイスカンファレンスセンターで開催しました。

パネルディスカッションでは、大災害発生後の復興期における苦しい実情(災害による地域経済の疲弊、

給与・収入減、被災者の生活再建等)について、課題が提起されたのを踏まえて、地震保険など経済的な備えの重要性について議論しました。

参加者からは高い評価を受けるとともに、「被災後の生活再建がいかに困難であるか認識できた」「地震保険に加入するなど、経済的備えを十分にしておく必要があることが分かった」等の感想が多く寄せられました。

(杓子尾 駿/日本損害保険協会)

本シンポジウムの出演者▽開会挨拶:伊東祐次(一般社団法人日本損害保険協会常務理事)▽コーディネーター:所澤新一郎(共同通信社編集局ニュースセンター整理部長兼気象・災害取材チーム長)▽パネリスト:津久井進(弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所代表/近畿災害対策まちづくり支援機構事務局次長)、稲垣文彦(公益社団法人中越防災安全推進機構 業務執行理事・統括本部長 博士(工学))、佐藤主光(一橋大学大学院経済学研究科教授)、清水香(ファイナンシャルプランナー/社会福祉士)、渡辺由美子(特定非営利活動法人キッズドア理事長)▽閉会挨拶:大矢根淳(日本災害復興学会会長)

# 2018年度総会報告

## 1) 概要

1月13日に兵庫県西宮市の関西学院大学で総会を開き、2019年度予算案・事業計画や役員改選など4議案を原案通り可決、2018年度収支中間報告など5件が報告された。

学会誌編集委員会の活動費には2019年度から査読論文システム（地域安全学会、日本災害情報学会と合同で使用）が導入され、1件につき5千円のシステム使用料が含まれるが、査読論文が少ないため2019年度予算は現状のままとして、今後増額の可能性がある。

学会大会事業費は2018年度より分科会が企画委員

会の担務となり、その費用20万円が委員会活動費に加算されたので本来50万円とするところ、東京大会で施設使用料に多額の費用がかかり、施設使用料等の発生も見越して初開催の鳥取大学ということもあり、念のため増額としている。

## 2) 役員改選等

役員改正に関しては、大矢根淳会長は役員の任期満了を迎えるのだが、10周年記念事業の最中でもあり、次期の理事に残っていただきたいとの指摘があり、理事会で検討した結果、役員候補に名前を残したとの説明があった。

役員改選の議題承認後、新役員による理事会が開催され、理事の互選によって大矢根淳氏を会長に選任、総会に報告し承認された。新役員は次の通り（敬称略）。  
会長：大矢根淳  
副会長：上村靖司、君嶋福芳  
理事：山崎栄一（総務委員会委員長）、加藤孝明（学術推進委員会委員長）、澤田雅浩（企画委員会委員長）、津久井進（復興支援委員会委員長）、田中正人（学会誌編集委員会委員長）、所澤新一郎（広報委員会委員長）、渥美公秀、稲垣文彦、岩田孝仁、浦野愛、大牟田智佐子、岡田憲夫、金子由芳、吉川肇子、近藤民代、佐々木晶二、田並尚恵、

永松伸吾、野呂雅之、福留邦洋、宮下加奈、山下弘彦  
監事：桜井誠一、青田良介

## ■公募研究会

2019年度からの新たな公募研究会には、応募のあった2件が採択された。研究会への助成は2カ年であり、2018年度に採択された8件とあわせて、2019年度の公募研究会は計10件となった。新たな研究会は次の通り。○内は代表者（敬称略）

◎巨大災害に備える若手減災ネットワーク（小林秀行）

◎防災・復興の行政組織のあり方に関する研究会（佐藤慶一）

2017年度収支計算書（自2017年4月1日至2018年3月31日）

（単位：円）

科目	予算	決算
<b>I 収入の部</b>		
1. 会費収入		
・ 入会金 3,000 × 43	60,000	129,000
・ 年会費 正会員 6,000+7,000 × 324	1,960,000	2,274,000
学生会員 3,000 × 39	90,000	117,000
購読会員 6,000 × 1	12,000	6,000
賛助会員 50,000 × 5	250,000	250,000
・ 過年度年会費	70,000	326,000
・ 次年度年会費		14,000
2. 雑収入		
・ 受取利息	500	48
・ 予稿集有償配布	0	6,000
3. 繰越金取り崩し収入	1,380,180	0
4. 学会大会事業費（繰入金）	0	13,811
<b>収入合計</b>	<b>3,822,680</b>	<b>3,135,859</b>
<b>II 支出の部</b>		
1. 事業費		
・ 突発災害調査活動費	100,000	0
・ 印刷製本費 ニュースレター作成費 89,100(税込) × 3	267,300	267,300
学会誌作成費	662,000	341,280
・ 委員会活動費 総務委員会	200,000	41,320
企画委員会	100,000	74,064
広報委員会	15,000	0
学会誌編集委員会	125,000	49,612
復興支援委員会	250,000	177,595
関東ブロック学術推進委員会	400,000	0
復興法制度研究会	50,000	0
被災の教訓を未来に伝える研究会	200,000	0
2. 管理費		
・ 通信運搬費	300,000	260,916
・ ホームページ更新管理（年間更新・ページ追加作成費、ドメイン更新料）	133,380	133,380
・ 備品・消耗品費	70,000	10,817
・ 会議・会合費	25,000	13,600
・ 旅費交通費	50,000	15,140
・ 慶弔費	20,000	0
・ 雑費（振込手数料等）	5,000	4,284
3. 予備費		
・ 防災学術連携体年会費	10,000	10,000
・ 予備費	90,000	0
4. 学会大会事業費（繰入金）	700,000	0
<b>支出合計</b>	<b>3,822,680</b>	<b>1,399,308</b>
<b>当期収支差額</b>		<b>1,736,551</b>
<b>前期繰越収支差額</b>		<b>7,612,042</b>
<b>次期繰越収支差額</b>		<b>9,348,593</b>

2019年度予算案（自2019年4月1日至2020年3月31日）

（単位：円）

科目	2019年度予算案
<b>I 収入の部</b>	
1. 会費収入	
入会金 3,000 × 20	60,000
年会費 正会員 7,000 × 315	2,205,000
学生会員 3,000 × 37	111,000
購読会員 6,000 × 2	12,000
賛助会員 50,000 × 5	250,000
・ 過年度年会費	70,000
・ 次年度年会費	0
<b>小計</b>	<b>2,708,000</b>
2. 雑収入	
・ 受取利息	500
3. 繰越金取り崩し収入	3,165,830
<b>当期収入合計</b>	<b>5,874,330</b>
<b>II 支出の部</b>	
1. 事業費	
・ 突発災害調査活動費	100,000
・ 印刷製本費	
ニュースレター作成費	268,950
学会誌作成費	662,000
・ 委員会活動費	
総務委員会	200,000
企画委員会	300,000
広報委員会	15,000
学会誌編集委員会	125,000
復興支援委員会	300,000
学術推進委員会	2,400,000
<b>小計</b>	<b>4,370,950</b>
2. 管理費	
通信費	300,000
ホームページ更新管理費（消費税含む）	133,380
管理・更新料（120,000円（10,000円×12ヶ月）ドメイン更新料（3,500円））	
備品・消耗品費	170,000
会議・会合費	25,000
旅費交通費	50,000
慶弔費	20,000
防災学術連携体年会費	10,000
雑費（振込手数料等）	5,000
<b>小計</b>	<b>713,380</b>
3. 予備費	
予備費	90,000
4. 学会大会事業費（繰入金）	700,000
<b>当期支出合計</b>	<b>5,874,330</b>
<b>2017年度末・繰越金</b>	<b>9,348,593</b>
<b>2018年度繰越金取り崩し額（予算額）</b>	<b>4,930,600</b>
<b>次期繰越見込額</b>	<b>1,252,163</b>



## 関西災害アーカイブ研究会主催

# 「仮留(かす)める、仮想(かさ)ねる」展の開催

高森順子／関西災害アーカイブ研究会

2019年2月23日・24日、関西災害アーカイブ研究会は、同研究会に参加する岡部美香（大阪大学）、溝口佑爾（関西大学）、高森順子（愛知淑徳大学）を中心として「仮留（かす）める、仮想（かさ）ねるー津波に流された写真の行方」と題した企画展を大阪万博記念公園・エキスポシティにて行なった。本展示では、吹き抜けのスペース「光の広場」に、宮城県亘理郡山元町で収集された、津波により損傷し、かつ持ち主の特定が難しい写真約

8,000枚を、180cm四方の正方形の板18枚の上に敷き詰め、それらを水平かつ等間隔に並べ展示した。

本展示の特筆すべき点は2つある。1点目は、被災後の様子を写した「被災写真」展ではなく、津波に流された写真という「被災物としての被災写真」展であるということ。2点目は、ギャラリーやミュージアムのような静かなホワイトキューブではなく、ショッピングモールで展示を行なったということである。不特定多数の人々が訪

れるショッピングモールには、本展示を目的としている人ばかりが立ち寄るわけではない。そうした空間に、過去の災害と、はからずもそこに関わらざるをえなかった人々に思いを馳せる場を作ること、は、災害の記憶と記録、その分有のあり方を議論し続けてきた同研究会にとってもチャレンジングな実践の場となった。

開催期間中は、家族連れ



や高校生など、約80名の方から感想をいただいた。2日目のトークイベント「被災した写真を見るということ」には、約50名の方が参加された。研究会では、本展示を通じて得られた成果と課題を論文等で公開し「災害アーカイブ」をめぐる議論をさらに発展させたい。

## 東北復興研究会

佐藤翔輔／東北大学災害科学国際研究所 准教授  
坂口奈央／東北大学大学院文学研究科 博士後期課程

東北復興研究会は、平成29年度に発足しました。平成30年度からは、日本災害復興学会の学術推進委員会より助成をいただくとともに、月に一回程度メンバーが集まり、それぞれの視点や活動からみた東北被災地の復興について報告をもとに議

論を深めてきました。研究会のメンバーは、研究者、報道関係者、実務者、また、他の被災地の知見を持つ方など、多彩な構成となっています。平成30年度は、特にその議論の過程を「震災学 Vol.13」という総合学術誌の中に「被災地からの提言 東北復興研究

学会中間報告」としてまとめました。

発足から3年目を迎えた本年は、「あえて」「発信」に力を入れていきたいと思えます。東日本大震災は、広域かつ甚大な被害におよび、震災から8年が経過した現在、ようやく住民の大半の住宅再建にめどがたちつつある一方で、人口減少や高齢化などの社会問題は深刻化を増しています。そのような中で、東日本大震災の復興は、様々な側面から議論が行われていますが、あれほどの大規模な災害につ

いて、わずかなメンバーかつ限られた専門性で、総括・検証することは大変困難です。復興過程の現状を総括・検証すること恐れ多く、それよりも、研究会メンバー各人が有するネットワークや現場力を活かして、現場の課題や成功事例を拾い上げ、それを全国のみなさんに広く共有することに注力したいと考えました。

今年度は、様々な媒体（ラジオ、新聞紙面、雑誌）を介して、東北の現状を広く共有し、会員のみなさんに「現場を伝える」とともに、議論の種や場をご用意できればと考えています。



(左) 研究会の様子 (2019.4.23、荒蝦夷ミーティングスペースにて)  
(右) 研究会の成果のとりまとめ「震災学 Vol.13 (荒蝦夷, 2019.3)」



# 東北若者通信

## ⑫いのちをつなぐ未来館（岩手県釜石市）

菊池のどかさん

所澤新一郎／共同通信

東日本大震災を伝える「いのちをつなぐ未来館」が3月、三陸鉄道・鶴住居駅前にオープンした。岩手県立大を今春卒業した菊池のどかさんが常駐している。

津波で多くの犠牲者が出た鶴住居地区防災センター跡に建つ未来館。来館者に「災害では必ず逃げて生きてください。あなたが亡くなると、私たちのように悲しむ人がいます」と訴える。近くの釜石東中3年だっ

た8年前。合唱練習を終えて電話をしていたら強く、長い揺れに遭った。「海溝型の地震。津波が来る」と確信した。隣の鶴住居小に「逃げろ」と叫び、ほかの生徒と坂道を駆けだした。小学生や先生、住民も続く。「グループホームございしょの里」で点呼を取ったが、さらに高台の「やまざき機能訓練デイサービスホーム」へ。津波がまちを襲う。「ここも危ない」。

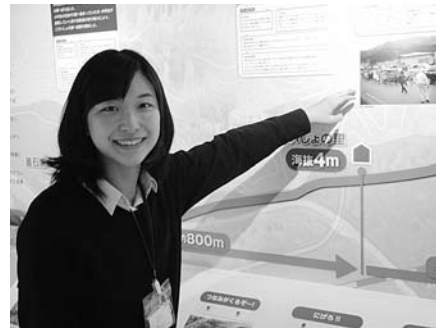
必死で峠まで走る。津波はやまざきの前で止まった。

自分も級友も、ジャージのひもを固く結んでいた。名札

で身元を伝えるため「死を覚悟していました」。

助かったのは「この土地を学んでいたから」。来館者にも「あなたの町を知り、どう助かるかを考えて」と伝えたい。

子どもたちに体験を話す時、真剣な表情に「話がこの子の中に入った。災害では行動して、きっと助かる」と感じる瞬間がある。



教師や薬科大、消防、警察…。多くの同級生も災害と関わりある進路を選んだ。

まだあの日のことを話せない人もいる中で、住民がお茶っしながら語り合う場にもなれば、と願う。

今秋のラグビーW杯を心待ちにしながら「スタジアムの下に、母校やまちがあったことも伝えたい」。

## 東日本大震災・復興レポート

## ⑫閑上の過去現在未来を結ぶ 須藤宣毅／河北新報

宮城県名取市閑上は東日本大震災で8メートルの津波に襲われた。街は壊滅的な被害を受け、約900人が犠牲になった。一般社団法人「ふらむ名取」は震災後、閑上で地域情報の発信、震災の伝承、住民の交流促進に取り組み続けている。

事業の柱の一つが、震災発生7カ月後の2011年10月に創刊した地域情報紙「閑上復興だより」。B4版4ページで、題字脇に「もう一度心をひとつに」というメッセージを添える。これまで54号を発行。部数は当初の1,500部から現在

の7,000部となり、被災者の近況や閑上への思い、復活した店舗や行事、市の復興計画など閑上の人々に必要な情報を住民の視点で取材編集し、届けてきた。

震災の語り部活動などに使う20台のタブレットには、閑上の過去と現在が分かる多くの写真が入っている。震災前の住宅が軒を連ねる町並みや大勢の住民でにぎわう夏祭り。震災発生直後の水没した市街地や折り重なる車とがれき。震災後、かさ上げされて変ぼうした風景や復興の街を練り歩くみこし。タブレットは

住民が閑上の歩みをたどるツールでもある。格井直光代表理事は「昔の写真を地域のお年寄りたちに見せたら元気になった。『ふるさと』の大切さを再認識した」と言う。

閑上は他の被災地に比べて復興事業に時間がかかり、生活基盤の整備も道半ばだが、昨年4月には閑上小中が開校したほか、集合型や一戸建ての災害公営住宅が増え、復興の街として少しずつ形を整えてきている。団体名は1893年、北極に向けてノルウェーを出航した探査船「フラム号」に由来する。氷に閉じ込められた後、漂流しながら3年かけて脱出した史実から、前進への希望を名称に



込めた。

コミュニティーの力こそが復興を前進させると考え、住民の絆を紡ぐ活動にも力を入れる。これまで地区民運動会を支援したほか、神社の例祭、芋煮会、餅つき大会、盆踊り大会も手掛けた。「かつて閑上は人と人のつながりが強く、活気に満ちていた。その分、新しいコミュニティーに不安を覚える人が多いようだ」と格井さん。「閑上が再び住みよい町になるように、住民とともに考えていきたい」と話す。

# 消 息

◆入会 ※カッコ内は所属。  
敬称略

正会員▽津波古 憲(国土館  
大学 防災・救急救助総合研  
究所 専任教員)▽石井 克憲  
(石井克憲一級建築士事務  
所 代表)▽清水 香((株)生  
活設計塾クルー 取締役)▽

村山 徹(愛知大学 三遠南信  
地域連携研究センター 助  
教)▽香川 敬生(鳥取大学  
学術研究院工学系部門 教  
授)▽太田 隆夫(鳥取大学  
大学院 工学研究科 教授)▽  
船木 伸江(神戸学院大学 現  
代社会学部 社会防災学科  
准教授)▽桐谷 多恵子(長  
崎大学 核兵器廃絶研究セ  
ンター 客員研究員)▽土屋  
哲(鳥取大学 工学部 准教

授)▽浅井 秀子(鳥取大学  
大学院 工学研究科 准教授)  
学生会員▽市村 高志(法政  
大学大学院)▽林 亦中(大  
阪大学 人間科学研究科 修  
士課程)▽平木 繁(首都大  
学東京 都市環境科学研究  
科 都市政策科学域 博士後  
期課程)▽高橋 千鶴▽頼政  
良太(兵庫県立大学大学院  
減災復興政策研究科)▽坂  
元 美咲(関西学院大学大学

院 人間福祉研究科 博士課  
程後期課程)▽中野 修(立  
命館大学大学院 人間科学  
研究科 博士課程後期課程)  
(4月5日現在 事務局提出分)

## ◆逝去のお知らせ

元総務委員長の荏原明則  
さん(関西学院大学司法研  
究科教授)が2019年4月  
にお亡くなりになりました。  
心よりのご冥福をお祈  
り申し上げます。

## 法 制度と現場

宇都彰浩  
宇都・山田法律事務所 弁護士

東日本大震災から8年が経過したが、被災地においては現在も、住まいや生活、生業の再建など被災時からの課題を解決できない被災者が多数存在し、時の経過とともに、問題がより一層深刻化している。とりわけ、宮城県内では災害援護資金貸付の償還が開始したことにより新たな経済的困難に直面している被災者が存在する。

災害援護資金貸付は、災害弔慰金の支給に関する法律第4章の災害救助法による救助が行われた災害により世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住家家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の人に、市長村が生活再建資金を貸し付ける。

東日本大震災では、保証人がなくても利用可能となり、利息についても保証人を付けた場合無利子、保証人がいない場合でも1.5%にされたことから、宮城県

## 災害援護資金 貸付金の 償還を巡る 課題

内の低所得世帯を中心に多くの被災者が利用し、生活再建の一助となった。具体的には、平成30年11月末現在、宮城県内で約2万4,000件、総額405億円(うち仙台市1万5,137件、総額233億5,771万円)も利用されている。給付型の支援制度が不十分な現状の補完制度としての意義が認められるものであり、今後とも活用されるべきである。

一方で、災害援護資金貸付の6年間の据置期間が終了し償還が開始した世帯のうち多数の世帯が滞納していること(特に仙台市では半数を超える世帯が滞納している)、償還に関する連絡すら取れない世帯も多数存在することが新聞報道で明らかになっている。仙台弁護士会が実施した電話相談や面談相談にも、償還に関する相談が多数寄せられ、年金収入に頼る高齢者世帯で今後の償還が困難であるとの声が多くあった。

このまま被災者に償還を強いれば、被災者の生活再建を阻害するおそれがある。被災市町は、償還困難世帯に対し、償還猶予・少額償還を認める運用をし、自治体に相談するよう広報しているものの、相談件数は伸びていないようである。

他方、償還金回収事務は被災市町の多大な負担にもなっている。償還金の督促事務のみならず、借受人死亡のケースでは、法律上は免除できるとされているものの、実際には相続放棄をしない限り免除をしていないことから、複数世代にわたる相続人を全て調査して、相続分に応じて細分化した償還金債権の相続放棄の有無を確認する必要がある。同事務の負担は過大である。また、災害援護資金貸付の原資は国・県(政令指定都市)が負担しており、被災市町は一定の期限のもと、貸付原資全額を県(政令都市は国)に償還する義務を負うが、現在の滞納状況に鑑みると、被災市町は過大な経済的負担を負わされることとなる。

以上の課題を解決するために、国は、災害援護資金貸付の据置期間及び償還期

限を延長するように法令を改正するとともに、生活保護受給者に準ずる低所得者など、経済的困窮者全般に償還免除対象を拡大すべきである。そして、現状の資力状態に鑑みて償還金を支払う見込みがないと判断できれば、その時点で早急に償還免除を認めるように法令改正すべきである。さらに、借受人死亡の場合、被相続人の経済状態によっては相続放棄を要件とせず、直ちに免除するなど、法の趣旨に従った運用をすべきである。併せて、国は、貸付金の回収業務を担当する被災市町に対し、償還金回収の債権管理費用を負担し、管理に当たる人員の拡充などの人的資源の手当も行うべきである。国は、「借り得」(モラルハザード)を防ぐ必要があることを強調するが、償還困難世帯の個別事情を把握し、償還猶予ないし償還免除とする仕組みを作ればモラルハザードの問題は防げる。災害援護資金貸付は、被災者の生活再建のための制度であって、経済的困窮者に償還を強いることにより、再建が阻害されることがあってはならない。